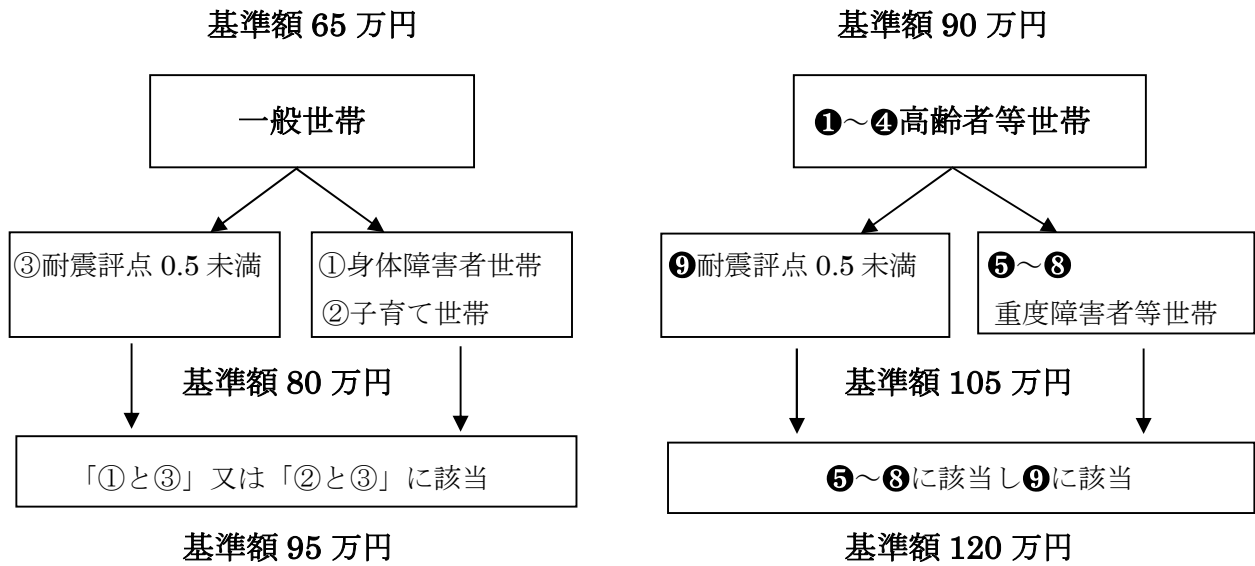


基準額算定フロー



【一般世帯】

- ①身体障害者手帳の交付を受けた障害者（身体障害程度等級 3～6 級）が居住するもの
- ②子どもが 2 人以上居住するもの（15 歳未満の者又は 18 歳未満で就学している者に限る）

【高齢者等世帯】

- ①身体障害程度等級が 1 級又は 2 級の身体障害者手帳の交付を受けている者が居住するもの
- ②65 歳以上（事業完了までに 65 歳に達する者も含める）の者のみが居住するもの及び 65 歳以上の者以外に 15 歳未満の者又は 18 歳未満で就学している者のみが居住するもの
- ③介護保険法（平成 9 年法律大 123 号）の規定により要介護者又は要支援者に認定されたものが居住するもの
- ④療育手帳又は精神障害者保険福祉手帳の交付を受けているものが居住するもの
- ⑤身体障害者手帳の交付を受けた下肢障害者、体幹障害者又は視覚障害者で障害者の程度が 1 級又は 2 級の者が居住するもの
- ⑥介護保険法による認定区分が要介護 3 から 5 までの者が居住するもの
- ⑦療育手帳の交付を受け、知的障害者障害程度等級が A1（最重度）又は A2（重度）の者が居住するもの
- ⑧精神障害者保険福祉手帳の交付を受け、精神障害者障害程度等級が 1 級又は 2 級の者が居住するもの